平成３０年度　造林事業標準単価（森林作業道整備）

（留意事項）
本標準単価（森林作業道整備）は、森林環境保全整備事業及び農山漁村地域整備交付金における森林作業道整備の補助金額算定（査定）するための標準単価です。

整備にあっては、「北海道森林作業道作設指針」を十分に踏まえるとともに、「森林整備事業に係る森林作業道実施基準」に基づき実施する必要があります。

表示している標準単価は、共通仮設費（９％）を算入済みでありますが、消費税相当額は加算していません。
このため、実行形態に応じて、消費税相当額を加算するもの又はしないものそれぞれが標準単価になります。

１－１　土工(掻均し)　　１ｍ^{3}当たり

掻均し 土質区分	単　価 円
火山灰土・砂・砂質土	204
粘性土・礫質土	250
その他（軟岩（Ⅰ）A等）	362

（注）掻均し厚20㎝。

【計算例】
掻均し$^{※}$＝ｗ×ｋ×Ｓｉ×ｋｔ
※小数点以下切捨て（土量計算は小数第2位四捨五入）
ｗ　：幅員（ｍ）
ｋ　：掻均し定数（0.20）
Ｓｉ：延長（ｍ）
ｋｔ：土工（掻均し）単価（円／ｍ３）

１－２　土工(片切盛土)　　１ｍ^{3}当たり

片切盛土 土質区分	単　価 円
火山灰土・砂・砂質土	552
粘性土・礫質土	598
その他（軟岩（Ⅰ）A等）	710

（注）路体の締固めを適切に実施すること。
（注）土質区分、法長、排水溝の有無が異なる毎に下の式により計算。

【計算例】
片切盛土＝B_1＋B_2

排水溝のある場合 ― B_1

$$B_1^{※}=\frac{3/5\times(w+0.5)\times(hi\div1.166)}{2}\times Si\times km$$

※小数点以下切捨て（土量計算は小数第2位四捨五入）

排水溝のない場合 ― B_2

$$B_2^{※}=\frac{3/5\times w\times(hi\div1.166)}{2}\times Si\times km$$

※小数点以下切捨て（土量計算は小数第2位四捨五入）
ｗ　：幅員（ｍ）
ｈｉ：法長（ｍ）
Ｓｉ：延長（ｍ）
ｋｍ：土工（片切盛土）単価（円／ｍ^3）

１－３　土工(盛土)　　１ｍ^{3}当たり

盛土 土質区分	単　価 円
火山灰土・砂・砂質土	552
粘性土・礫質土	598
その他（軟岩（Ⅰ）A等）	710

（注）路体の締固めを適切に実施すること。

【計算例】
盛土$^{※}$＝（ｗ＋1.2×ｈｉ）×ｈｉ×Ｓｉ×Ｒｔ
※小数点以下切捨て（土量計算は小数第2位四捨五入）
ｗ：幅員（ｍ）
ｈｉ：盛土中心高（ｍ）
Ｓｉ：延長（ｍ）
Ｒｔ：土工（盛土）単価（円／ｍ^3）

※　以下、路盤材、構造物は地形・地質、土質などの条件からやむを得ない場合に限り必要最小限の範囲で設置するものとします。

※　路盤材等の資材の選定にあたっては、現場状況や経済性のほか、各種の基準を十分に考慮して選定する必要があります。

２－１　路盤材（購入）敷均　　１ｍ^{3}当たり

路盤材（購入）敷均 区分	購入資材 （資材単価） 円	敷均単価 円
普通砂利（0～80㎜）	１１参照	292
火 山 灰 土	2,469	292
コンクリート再生骨材	２－２参照	292
普通砂利以外の砂利	2,398	292
木材チップ	２－３参照	185

（注）敷均しは11ｔﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞを使用した場合である。

【計算例】

路盤材(購入)敷均※＝ Ｖ$_1$ ×（Ｇｔ＋Ｃｔ）

※小数点以下四捨五入

Ｖ$_1$ ：資材数量

Ｖ$_1$※＝Ｉ×Ｉ´×Ｓｉ　※小数第2位四捨五入

Ｉ　：敷厚（ｍ）

Ｉ´：敷幅（ｍ）　ただし、敷幅＞３ｍ以上は、３ｍとします。

Ｓｉ：延長（ｍ）

Ｇｔ：資材単価（円／ｍ^3）

Ｃｔ：敷均単価（円／ｍ^3）

※　敷砂利の種類が複数ある場合は、種類ごとに上式により計算。
ただし、同一延長に複数の資材は認めない。

２－２　コンクリート再生骨材単価　　１ｍ^{3}当たり

振興局	渡島	檜山	後志	胆振	日高	石狩	空知
単価（円）	2,616	2,975	2,517	2,332	3,531	3,161	3,226
振興局	上川	留萌	宗谷	ｵﾎｰﾂｸ	根室	釧路	十勝
単価（円）	2,659	3,640	5,199	3,640	3,422	3,498	4,142

２－３　木材チップ単価　　１ｍ^{3}当たり

振興局	渡島	檜山	後志	胆振	日高	石狩	空知
単価（円）	4,469	4,469	4,578	4,360	4,469	4,251	4,251
振興局	上川	留萌	宗谷	ｵﾎｰﾂｸ	根室	釧路	十勝
単価（円）	4,578	4,687	4,469	4,469	4,905	4,905	4,251

２－４　路盤材（現場採取・調達）　　１ｍ^{3}当たり

路盤材 （現場採取・調達） 区分	堀削・運搬又は 加工単価 円	敷均単価 円
普通砂利以外の砂利	623	292
火 山 灰 土	529	292
現地生産チップ	3,270	185

（注１）掘削はバックホウ、運搬は6ｔｸﾛｰﾗﾀﾞﾝﾌﾟを使用した場合である。

（注２）敷均しは11ｔﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞを使用した場合である。

（注３）現地生産チップは、ウッドチッパー処理費であり原木費は含みません。

【計算例】

路盤材(現場採取・調達)※＝ Ｖ$_1$ ×Ｊｔ

※小数点以下四捨五入

Ｖ$_1$ ：資材数量

Ｖ$_1$※＝Ｉ×Ｉ´×Ｓｉ　※小数第2位四捨五入

Ｉ　：敷厚（ｍ）※

Ｉ´：敷幅（ｍ）

Ｓｉ：延長（ｍ）

Ｊｔ：堀削・運搬（加工）＋敷均単価（円／ｍ^3）

※　現地生産チップの場合は、敷厚１０㎝、
その他は、敷厚20㎝を上限として査定。

３　側溝　　１ｍ当たり

側溝 土質区分	単価 円
火山灰土・砂質土	37
粘性土・礫質土	40
その他（軟岩（Ｉ）Ａ等）	54

（注）側溝の規格は、下幅＝0.30m、深さ＝0.30m、法勾配8分。

（注）法面整形は計上していない。

【計算例】

側溝※＝Ｓｉ×ｆ　　※整数未満切り捨て

Ｓｉ：延長（ｍ）

ｆ　：側溝単価（円／ｍ）

※　以下４－１～８における単価には、資材代及び設置費並びに共通仮設費（９%）が含まれている単価です。
※　管径については、集水区域面積に応じた管径によるほか、土かぶり厚は管径以上を標準として施工すること。

４－１　鉄筋コンクリート管布設　　１m当たり

内径（mm）	250	300	350	400	450	500
単価	円 5,217	円 5,997	円 7,271	円 8,237	円 9,563	円 11,243
内径（mm）	600	700	800	900	1000	
単価	円 15,314	円 18,829	円 22,869	円 27,876	円 31,976	

（注）設定内径を超える施工にあっては、設定最大内径単価を適用します。　以下同じ。

４－２　コルゲートパイプ（円形）組立・布設　　１m当たり

パイプ径（mm）	400	600	800	1000	1200	1350
単価	円 13,056	円 16,173	円 25,160	円 29,863	円 39,564	円 44,571
パイプ径（mm）	1500	1650	1800			
単価	円 49,165	円 59,738	円 69,388			

４－３　硬質塩化ビニール管布設　　１m当たり

内径（cm）	10	15	20	25	30
単価	円 1,248	円 2,256	円 3,486	円 5,154	円 7,127

４－４　波付加工管、プラヒューム管布設　　１m当たり

内径（cm）	10	15	20		
単価	円 974	円 1,824	円 2,848		
内径（cm）	25	30	40	45	60
単価	円 3,850	円 5,464	円 9,562	円 12,153	円 19,347

４－５　横断U字溝（グレーチング蓋）設置　１m当たり

設定規格	単価
横断側溝（300、t=14） 蓋T=14 W=31.6kg 995x400x44	円 40,653

５　フトン籠工　　１m当たり

設定規格	単価
線径3.2m/m網目13cm 50×120×100cm 詰石：150～300mm	円 10,800

６　丸太柵工　　１m当たり

設定規格	単価
杭間隔0.5m、柵高0.5m、杭長1.2m	円 8,131

７　木製路面排水工　　１m当たり

規格	単価
木製簡易横断溝 水切板(t=0.8m、W=18cm)	円 8,604

８　洗い越し　　１箇所当たり

延長	4m	5m	6m
単価	円 86,006	円 107,497	円 128,990

（注）施工全幅員は４ｍを標準とする。
（注）路盤材敷均し延長とは重複しないこと。

９　待避所　　1箇所当たり

規格	単価
幅＝４ｍ以上 延長＝１０ｍ以上	円 14,361

(注)路盤材は含まない。
(注)締固めを適切に実施すること。

１０　伐開（チェンソー伐開）　　１ｍ^{2}当たり

種　　別	疎（立木蓄積） （30m^3/ha以上～60m^3/ha未満）	中（立木蓄積） （60m^3/ha以上～90m^3/ha未満）	密（立木蓄積） （90m^3/ha以上）
単価	円 57	円 97	円 136

（注１）玉切り、枝払い及び20m以内の片付けを含む。
（注２）伐開幅は、必要最小限とし９ｍを上限とします。

１１　普通砂利（新材0～80㎜）単価

市町村名	１ｍ^{3}当たり 単価
松前町	3,815
福島町	3,815
知内町	3,815
木古内町	3,815
北斗市	3,052
七飯町	3,052
鹿部町	3,270
森町	3,052
八雲町	3,815
長万部町	3,706
函館市	3,052
江差町	3,815
上ノ国町	3,815
厚沢部町	3,815
乙部町	3,815
奥尻町	4,033
せたな町	4,251
今金町	3,815
島牧村	3,706
寿都町	3,433
黒松内町	3,542
蘭越町	3,564
ニセコ町	3,542
真狩村	3,706
留寿都村	3,706
喜茂別町	3,379
京極町	3,379
倶知安町	3,542
共和町	3,597
岩内町	3,488
泊村	3,488
神恵内村	3,488
積丹町	4,469
古平町	3,924
仁木町	3,161
余市町	3,161
赤井川村	3,161
小樽市	3,052
豊浦町	3,270
洞爺湖町	3,270
壮瞥町	3,161
伊達市	3,488
登別市	3,488
白老町	3,379
安平町	4,251
厚真町	3,488
むかわ町	3,989
苫小牧市	3,978
室蘭市	3,488

市町村名	１ｍ^{3}当たり 単価
日高町	3,706
平取町	3,597
新冠町	3,597
新ひだか町	3,869
浦河町	4,142
様似町	3,597
えりも町	4,305
千歳市	4,142
恵庭市	4,142
北広島市	4,196
江別市	4,033
札幌市	3,052
当別町	3,597
石狩市	3,193
新篠津村	4,033
夕張市	4,578
栗山町	4,142
由仁町	4,142
長沼町	4,196
南幌町	4,033
岩見沢市	4,469
三笠市	4,360
美唄市	4,033
奈井江町	3,270
新十津川町	3,270
月形町	3,597
浦臼町	3,270
砂川市	3,270
赤平市	3,597
滝川市	3,270
芦別市	3,673
歌志内市	3,597
上砂川町	3,597
深川市	3,411
妹背牛町	3,270
秩父別町	3,270
沼田町	3,488
北竜町	3,488
雨竜町	3,488

市町村名	１ｍ^{3}当たり 単価
旭川市	2,866
鷹栖町	2,398
比布町	2,398
東神楽町	2,398
美瑛町	3,291
東川町	3,291
当麻町	2,398
愛別町	2,398
上川町	3,008
上富良野町	3,673
中富良野町	3,215
富良野市	3,673
南富良野町	3,706
占冠村	3,270
和寒町	2,725
剣淵町	2,725
士別市	3,052
名寄市	3,433
下川町	4,087
美深町	3,542
音威子府村	4,305
中川町	4,272
幌加内町	3,270
増毛町	3,815
留萌市	3,924
小平町	4,305
苫前町	4,469
羽幌町	5,014
初山別村	5,014
遠別町	4,905
天塩町	4,741
猿払村	4,687
浜頓別町	3,706
中頓別町	4,033
枝幸町	4,087
豊富町	5,471
礼文町	9,265
利尻町	5,341
利尻富士町	5,341
稚内市	5,678
幌延町	4,414

市町村名	１ｍ^{3}当たり 単価
斜里町	3,978
清里町	3,379
小清水町	3,379
大空町	3,488
網走市	3,488
美幌町	3,488
津別町	3,706
北見市	3,270
訓子府町	3,052
置戸町	3,597
佐呂間町	3,052
遠軽町	3,052
湧別町	3,052
紋別市	2,834
滝上町	4,305
興部町	3,488
西興部村	3,815
雄武町	4,142
根室市	4,033
別海町	4,142
中標津町	3,597
標津町	3,597
羅臼町	3,488
白糠町	4,109
釧路市	4,109
釧路町	3,106
鶴居村	3,651
標茶町	3,106
弟子屈町	3,651
厚岸町	3,106
浜中町	3,106
音更町	3,597
士幌町	3,379
上士幌町	3,161
鹿追町	3,433
新得町	3,706
清水町	3,706
芽室町	3,597
中札内村	3,597
更別村	3,597
大樹町	3,455
広尾町	3,106
幕別町	3,346
池田町	3,597
豊頃町	3,706
本別町	3,379
足寄町	3,651
陸別町	3,924
浦幌町	3,597
帯広市	3,597

（注）路盤材を使用する場合には、原則として施行地から直線距離で４０ｋｍ以内にコンクリート再資源化施設がある場合には、コンクリート再生骨材を活用するものとします。

（留意事項）

本標準単価（森林作業道整備）は、森林環境保全整備事業及び農山漁村地域整備交付金における森林作業道整備の補助金額算定（査定）するための標準単価です。

なお、表示の標準単価には、共通仮設費（９％）を算入済みでありますが、税抜き額表示であるため、実施形態に応じて、消費税相当額を加算するもの又はしないものそれぞれが標準単価となります。